

(様式2)

随意契約の結果の公表

部（局）等名：土木部

契約の名称又は品名・数量等	契約日	契約の相手先の名称及び所在地	契約金額（円）	地方自治法施行令の適用条項	随意契約とした理由	所管部課（地方機関）の名称	備考
高速道路整備促進PR業務委託	H30.9.19	株式会社山陰中央新報社 島根県松江市殿町383	5,410,800	第167条の2第1項第2号	契約先業者は、県内での新聞発行部数が最も多く、当該事業者が、予算の範囲内で県民周知等の事業目的を達成するうえで最も適しているため。	高速道路推進課	
防災安全交付金（総流防情報基盤）土砂災害予警報システム機能拡張業務	H30.9.28	日本無線株式会社山陰営業所 島根県松江市白潟町13-4	2,214,000	第167条の2第1項第2号	現行システムの開発者であり、著作権を有するため	砂防課	

<p>平成30年度石見空港予備発電設備点検業務(精密保守A)</p>	<p>H30.9.10</p>	<p>株式会社山陰ディーゼル商事 島根県松江市学園一丁目16番46号</p>	<p>1,162,080</p>	<p>第167条の2第1項第2号</p>	<p>予備発電設備は、停電時等に航空機の運用に支障をきたさないための重要設備である。この設備の点検(修理)業務については、空港運用時間外の限られた時間内で、迅速かつ確実に実施する必要がある。したがって、本業務を確実に遂行できるのは設備の製造業者の山陰地区における唯一の特約店である契約相手先のみである。</p>	<p>益田県土整備事務所 石見空港管理所</p>	
<p>石見空港灯火・電力監視装置他点検業務</p>	<p>H30.9.14</p>	<p>サンケン電気株式会社広島営業所 広島県広島市安佐南区西原一丁目4番7号</p>	<p>9,655,200</p>	<p>第167条の2第1項第2号</p>	<p>灯火・電力監視装置は、停電時等に灯火の点灯を担保するための機器で、航空機の安全な離発着に必要な不可欠な機器である。これらは石見空港専用に設計されたものであり、これらの点検、修理は空港の運用時間外の限られた時間内に確実に実施、終了させなければならない。そのため、当該業務の委託先はシステムを熟知している製造業者である契約相手先以外にない。</p>	<p>益田県土整備事務所 石見空港管理所</p>	